

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、医薬品開発の臨床試験の受託等の業務を行う会社に入社したが、社長からパワハラを受けたため、不眠や焦燥感、下痢、胃痛等の症状が出たとして、〇クリニックを受診したところ、「うつ病」と診断され、休業した。

請求人は、業務上の事由により精神障害を発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

監督署長は、入社前からすでにうつ状態であったことが不支給決定の理由としているが受け入れられない。うつ病は入社前に就職に差し支えない程度治ゆしており、入社後に抑うつ症状が発現し休職に至ったのは、社長が新人教育の約束を履行せず、パワハラを繰り返したことであり、他に理由が見当たらない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人は ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を、入社前の平成〇年〇月上旬頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

発病前おおむね6か月間に関与したと考えられる出来事については、請求人は社長からのパワハラを受けたことを申述しているが、発病時期である平成〇年〇月頃は在学中であり、発病前おおむね6か月間に、発病に関与したと考えられる業務による出来事は認められない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の出来事については、特段認められるものはなく、個体側要因についても、特に社会生活上支障を来すような問題は明らかとなっていない。

(4) 結論

以上から、精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷があったものとは認められず、請求人に発症した精神障害は、業務上の事由によるものとは判断できない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F 32 うつ病エピソード」を入社前の平成〇年〇月上旬頃に発症したと認められる。

請求人は、うつ病が入社前に就職に差し支えない程度に治ゆしていたと主張しているが、平成〇年〇月頃から医療機関を受診し、その後も症状は改善することなく治療が継続し、入社後、他の医療機関において治療を継続したことが確認できることから、入社前にいったん寛解していたものと判断することはできない。

(2) 業務による心理的負荷の評価

請求人の発病までのおおむね 6 か月の間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる職場における出来事については、請求人の発病時期は平成〇年〇月上旬頃であり、在学中であることから、評価すべきものは認められない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び个体側要因の評価

業務以外の心理的負荷及び个体側要因については、調査結果からは明らかとなっていない。

(4) 結論

以上から、請求人には対象疾病に該当する精神障害の発病は認められるものの、発病前のおおむね 6 か月間に業務による出来事はなく、客観的に精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷があったとは認められず、業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。